

声に出して読みたい SDGs

朴勝俊 2021/9/21

※政府機関の仮訳とは異なる、読みやすさを重視したものです

- ゴール 1. あらゆる場所の、あらゆる形態の貧困を終わらせる
 - ゴール 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善とを実現し、持続可能な農業を促進する
 - ゴール 3. あらゆる年齢のすべての人々の、健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 - ゴール 4. すべての人々に対する、包摂的(inclusive)かつ公正(equitable)な、質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 - ゴール 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性や女児の、エンパワーメント(能力強化)を行う
 - ゴール 6. すべての人々にとっての、水と衛生の、利用可能性と持続可能な管理を確保する
 - ゴール 7. すべての人々にたいして、安価で信頼でき、持続可能で現代的なエネルギーへのアクセスを確保する
 - ゴール 8. すべての人々にとっての、長期的で包摂的で持続可能な経済成長と、完全かつ生産的な雇用、およびまっとうな雇用(decent work)を促進する
 - ゴール 9. 強靱(resilient)なインフラを構築し、包摂的で持続可能な工業化を促進し、技術革新(innovation)の推進を図る
 - ゴール 10. 不平等の是正を、各国内および各国間で実現する
 - ゴール 11. 都市や居住地を、包摂的で、安全で、強靱で、持続可能なものにする。
 - ゴール 12. 持続可能な生産パターンや消費パターンを確かなものにする
 - ゴール 13. 気候変動とその悪影響に対処するために、緊急対策を講じる*
 - ゴール 14. 持続可能な開発のために、海を守り、海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 - ゴール 15. 陸上の生態系を、保護し回復させ、持続可能な利用を推進し、森林を持続可能な形で管理し、森林破壊と戦い、土地の劣化を防ぎ、生物多様性の損失を阻止する
 - ゴール 16. 持続可能な開発のために、平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて、効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 - ゴール 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
- *気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な、国家間・政府間の対話の場は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)であると認識している。

ゴール 1. あらゆる場所の、あらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている、極度の貧困を、あらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030 年までに、各国の定義による、あらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性や女性、そして子どもの割合を、半減させる。

- 1.3 各国において、最低限の生活の基準などの、社会的保護のための適切な制度や措置を導入し、2030年までに貧困層および脆弱層の、十分な保護を達成する。
 - 1.4 2030年までに全ての男女が、とりわけ貧困層や脆弱層の男女が、経済的な資源に対する等しい権利を持てるようにする。基礎的なサービスや、土地その他の財産の所有権・管理権、相続財産、天然資源、適切な新技術、そしてマイクロファイナンスを含む金融サービスについても同様である。
 - 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々を、より強靱(resilient)な状態にして、気候変動に伴う異常気象や、その他の経済的・社会的・環境的ショック、そして災害に曝される度合いと、それらに対する脆弱さを軽減する。
-
- 1.a 開発協力資金の強化を含む様々な資金源から、相当額の資金動員を確保し、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して、適切な金額の予測可能な財源を提供し、あらゆる次元での貧困を終わらせるための、計画や政策を実施する。
 - 1.b 貧困撲滅のための行動に対する投資の加速を支援するために、国レベル・地域レベル・国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいて、健全な政策的枠組みを構築する。

ゴール2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善とを実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030年までに飢餓を撲滅し、すべての人々が、とりわけ乳幼児を含む脆弱な立場にある人々や貧困層が一年じゅう、安全で栄養のある食料を十分に得られるようにする。
 - 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について、国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子や妊婦、授乳婦、そして高齢者の、栄養ニーズへの対処を行う。
 - 2.3 2030年までに小規模食料生産者たちの、とりわけ女性や先住民、家族農家、牧畜民、および漁業者などの、農業生産性と所得を倍増させる。そのために、土地その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場、および高付加価値化や非農業雇用のための機会に対して、確実かつ公平なアクセスを確保する。
 - 2.4 2030年までに持続可能な食料生産システムを確立し、強靱な農業を実践する。それらは生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や異常気象、干ばつ、洪水、その他の災害に対する適応能力を向上させ、段階的に土地と土壌の質を改善させるようなものである。
 - 2.5 2020年までに、国レベル・地域レベル・国際レベルで、健全に管理された多様な種子バンクや植物バンクなどを通じて、種子と栽培植物や、飼育された動物と家畜、そしてこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づいて、遺伝資源や、これに関連する伝統的な知識へのアクセス、およびその利用から生じる利益の、公正かつ衡平な配分を促進する。
-
- 2.a 開発途上国における、とりわけ後発開発途上国における農業生産能力の向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラや、農業研究・普及サービス、技術開発、および植物・家畜の遺伝子バンクに対する、投資の拡大を図る。
 - 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従って、すべての形態の農産物輸出補助金や、同等の効果を持つす

すべての輸出措置を同時に撤廃するなどして、世界の農産物市場における貿易制限や貿易上の歪みを是正し、またこれを防止する。

- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場およびデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報に対する適時のアクセスを容易にする。

ゴール 3. あらゆる年齢のすべての人々の、健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030 年までに世界の妊産婦の死亡率を、出生数 10 万人当たり 70 人未満まで下げる。
- 3.2 2030 年までにすべての国が、新生児死亡率を少なくとも出生数 1000 件あたり 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1000 件あたり 25 件以下まで減らすことを目指し、新生児や 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030 年までに、エイズや結核、マラリア、および熱帯感染症などの伝染病を根絶するとともに、肝炎や水系感染症、その他の感染症と戦う。
- 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 は減らし、精神的な健康と、良き生を促進する。
- 3.5 薬物乱用や有害なアルコール摂取を含む、依存性物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020 年までに、道路交通事故による死傷者を世界で半減させる。
- 3.7 2030 年までに全ての人々が、性と生殖に関する医療サービスを利用できるようにする。これには、家族計画に関する情報提供や教育のほか、生殖に関する健康を国家戦略や国家計画に組み入れることが含まれる。
- 3.8 すべての人々に対して、普遍的医療(universal health coverage)を実現する。これには、資金的リスクからの保護や、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス、そして安全かつ効果的で、高品質で安価な、必須医薬品とワクチンへのアクセスが含まれる。
- 3.9 2030 年までに、有害化学物質や、大気汚染、水質汚染、ならびに土壌汚染による死亡や疾病の件数を、大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を、適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響をおよぼす感染性疾患および非感染性疾患の、ワクチンや医薬品の研究開発を支援する。また、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」と、公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は、公衆衛生の保護に、とりわけ全ての人々への医薬品へのアクセスの提供にかかわる、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を、最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国において、とりわけ後発開発途上国および小島嶼開発途上国において、保健財源を大幅に増加させ、保健人材の採用や開発、訓練、定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々において、とりわけ開発途上国において、国家的健康リスクやグローバルな健康リスクの早期警告や、削減、管理のための能力を強化する。

ゴール 4. すべての人々に対する、包摂的(inclusive)かつ公正(equitable)な、質の高い教育を提供し、

生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030年までに、すべての女兒と男児が、重要で効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育と中等教育とを、修了できるようにする。
 - 4.2 2030年までに、すべての女兒と男児が、質の高い乳幼児発達支援や保育、および就学前教育にアクセスできることで、初等教育を受ける準備を整えられるようにする。
 - 4.3 2030年までに、すべての女性と男性が、安価で質の高い技術教育や、職業教育、および大学などの高等教育に対して、平等にアクセスできるようにする。
 - 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、就職やまっとうな仕事、あるいは起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を、大幅に増加させる。
 - 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、あらゆるレベルの教育や職業訓練において、脆弱層が平等にアクセスできるようにする。脆弱層には障害者や先住民、そのほか脆弱な立場にある子どもたちが含まれる。
 - 4.6 2030年までに、男女にかかわらず、全ての若者と大多数の成人が、読み書き計算の能力を身に付けられるようにする。
 - 4.7 2030年までに全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識やスキルを習得できるようにする。これらはとりわけ、持続可能な開発や持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等に関する教育と、平和と非暴力の文化の涵養、グローバル・シチズンシップの促進、そして文化的多様性の尊重と、持続可能な開発に対して文化が貢献することを評価することによって、実現される。
- 4.a 子どもにやさしく、障害やジェンダーに配慮した教育施設を建設・改良し、すべての人々に安全かつ非暴力的で、包摂的で、効果的な学習環境を提供する。
 - 4.b 2020年までに、地球規模で奨学金の件数を大幅に増やして、開発途上国の人々が、とりわけ後開発途上国や小島嶼開発途上国、およびアフリカ諸国の人々が、先進国や他の発展途上国に留学して、職業訓練や情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなどに参加できるようにする。
 - 4.c 2030年までに、開発途上国における、とりわけ後開発途上国や小島嶼開発途上国における、教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

ゴール5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性や女兒の、エンパワーメント(能力強化)を行う

- 5.1 あらゆる場所における、全ての女性や女兒に対する、あらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的搾取、その他の種類の搾取など、すべての女性・女兒に対する、公共空間・私的空間における、あらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚や、早期結婚、強制結婚、および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 無報酬のケア労働や家事労働などの価値を、公共サービスやインフラ、社会保障政策の提供を通じて、そして各国の状況に応じた世帯内・家族内の責任分担の促進によって、認識・評価する。
- 5.5 政治的・経済的・公共的領域における、あらゆるレベルの意思決定において、女性の完全かつ実

効的な参画と、リーダーシップの平等な機会を確保する。

- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画と、北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康（sexual and reproductive health）と、生殖に関する権利（reproductive rights）に対する、普遍的アクセスを確保する。
 - 5.a 女性に対して、経済的資源に対する平等な権利を与え、土地その他の財産や、金融サービス、相続財産、天然資源に対する所有権や管理権を与えるための改革を、各国国内法に沿って実施する。
 - 5.b 女性のエンパワーメントを促進するために、ICT をはじめとする、実現技術の利用を拡大する。
 - 5.c ジェンダー平等を促進し、あらゆるレベルで全ての女性や女兒をエンパワーするために、適正な政策と拘束力のある法規を導入・強化する。

ゴール6. すべての人々にとっての、水と衛生の、利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030 年までに、すべての人々が安全で安価な飲料水に、普遍的かつ平等にアクセスできるようにする。
- 6.2 2030 年までに、すべての人々の、下水施設や衛生施設への適切かつ平等なアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性や女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
- 6.3 2030 年までに、汚染を減らし、投棄をなくし、有害化学物質や有害物質の放出を最小化し、未処理の排水の割合を半減させ、水のリサイクルや安全な再利用をグローバルに増加させることによって、水質を改善する。
- 6.4 2030 年までに全てのセクターにおいて、水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取と供給を確保して、水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む統合水資源管理を、あらゆるレベルで実施する。
- 6.6 2020 年までに、山地や森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの、水にかかわる生態系の保護・回復を行う。
 - 6.a 2030 年までに、開発途上国における水や衛生にかかわる活動や計画を対象とした、国際的な協力と能力構築支援を拡大する。これには水の採取や、塩分の除去、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術などが含まれる。
 - 6.b 水管理や衛生管理の改善に対する、地域コミュニティの参加を支援・強化する。

ゴール7. すべての人々にたいして、安価で信頼でき、持続可能で現代的なエネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030 年までに、安価で信頼でき、現代的なエネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を、大幅に増加させる。
- 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギーや、エネルギー効率改善、および先進的でクリーンな化石燃料技術などの、クリーンエネルギーの研究や技術へのアクセスを促進すべく、国際協力を強化するとともに、エネルギー関連インフラやクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、開発途上国の、とりわけ後発開発途上国および小島嶼開発途上国の全ての人々に、現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、それぞれの支援プログラムに沿って、インフラ拡大と技術向上を行う。

ゴール8. すべての人々にとっての、長期的で包摂的で持続可能な経済成長と、完全かつ生産的な雇用、およびまっとうな雇用(decent work)を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たりの経済成長率を維持する。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値部門や労働集約部門に重点を置くことを含む、多様化や技術向上、技術革新(innovation)を通じて、高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や、まっとうな雇用の創出、起業、創造性、そしてイノベーションを支援するための、開発志向の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて、中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導で、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画の枠組みに従って、経済成長と環境悪化の分離を図る。
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性・女性の、完全かつ生産的な雇用と、まっとうな仕事、および同一価値の労働にたいする同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労か就学か職業訓練かの、いずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代的奴隷制や人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置を実施し、最悪な形態の児童労働の禁止・撲滅を確かなものにする。2025年までに、児童兵士の募集と使用を含む、あらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 すべての労働者の労働権を守り、安全・安心な労働環境を促進する。それには、(特に女性の)移住労働者や、不安定な雇用状態にある労働者などが含まれる。
- 8.9 2030年までに、雇用を創出し地域の文化や生産物を推奨する、持続可能な観光業を促進するための政策を、立案し実施する。
- 8.10 自国の金融機関の能力を強化し、すべての人々のために、銀行取引や保険、金融サービスへのアクセスを奨励・拡大する。
- 8.a 開発途上国に対する、とりわけ後発開発途上国に対する「貿易のための援助(Aid for Trade)」を拡大する。それには、「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)」などを通じた支援が含まれる。
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略を開発・実行し、国際労働機関(ILO)の「仕事に関する世界協定」を実施する。

ゴール 9. 強靱(resilient)なインフラを構築し、包摂的で持続可能な工業化を促進し、技術革新(innovation)の推進を図る

- 9.1 質が高く、信頼でき、持続可能で強靱なインフラを開発する。これには、地域インフラや、国境を越えるインフラが含まれる。これにより、すべての人々に対する安価で公平なアクセスに重点を置きつつ、経済発展と人間の福祉を支援する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な工業化を促進し、2030年までには、各国の状況に応じて、雇用およびGDPに占める工業部門の比率を大幅に増加させる。後発開発途上国については、この比率を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業に対して、低利貸付などの金融サービスへのアクセスを高め、バリューチェーンへの統合や、市場への参加を促進する。
- 9.4 2030年までに、インフラの改善や各種産業の改良により、資源利用効率を高め、環境にやさしいクリーンな技術や製造工程の導入を拡大する。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 開発途上国をはじめとするすべての国々で、科学研究を促進し、工業部門における技術能力を向上させる。それには、2030年までに、イノベーションを奨励し、100万人当たりの研究開発(R&D)従事者数を大幅に増加させ、官民の研究開発支出を大幅に増加させることが含まれる。

- 9.a アフリカ諸国や、後発開発途上国、内陸開発途上国、そして小島嶼開発途上国に対して、金融的・技術的・技能的な支援の強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱なインフラ開発を促進する。
- 9.b 開発途上国の国内における技術開発や、研究、ならびにイノベーションを支援する。これには産業の多様化や商品の高付加価値化に資する、政策的環境を確保することが含まれる。
- 9.c 情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに後発開発途上国においても、普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう努める。

ゴール 10. 不平等の是正を、各国内および各国間で実現する

- 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を段階的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢や、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位、その他の状況に関わりなく、すべての人々をエンパワーし、社会的・経済的・政治的な参加を促進する。
- 10.3 差別的な法律や政策、慣行を撤廃し、適切な法整備や政策、行動を促進することなどにより、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 財政政策や賃金政策、社会保障政策をはじめとする様々な政策を導入し、より高次の平等を段階的に達成する。
- 10.5 グローバル金融市場と金融機関に対する規制と監視を改善し、こうした規制の実施を強化する。

- 10.6 地球規模の国際経済組織や国際金融機関における意思決定に関して、開発途上国の代表権や発言権を強めることにより、より効果的で信用でき、説明責任のある正当な体制を実現する。
- 10.7 計画的でよく管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で、規則的で、責任ある移住や移動を促進する。

- 10.a 世界貿易機関協定（WTO 協定）に従い、開発途上国に対する、とりわけ後発開発途上国に対する特別で優遇的な待遇の原則を実施する。
- 10.b 後発開発途上国やアフリカ諸国、小島嶼開発途上国、および内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々に対して、これらの国々の国家計画やプログラムに従って、政府開発援助（ODA）および海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030 年までに、移住労働者の送金コストを 3%未満に引き下げ、送金コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。

ゴール 11. 都市や居住地を、包摂的で、安全で、強靱で、持続可能なものにする。

- 11.1 2030 年までに、すべての人々に対して、適切で安全で安価な住宅や基本サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 公共交通機関の拡大などを通じて道路の安全性を改善し、2030 年までにすべての人々に、安全で安価で便利な、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。脆弱な立場にある人々や、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮する。
- 11.3 すべての国々で 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、人間の居住地について、参加型の統合的な、持続可能な計画・管理を行うための能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産および自然遺産の、保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030 年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてつつ、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に減らし、世界総生産比でみた直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030 年までに、都市の一人当たりの環境被害を軽減する。それには、大気の水質や、一般廃棄物、その他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことが含まれる。
- 11.7 2030 年までに、とくに女性や子ども、高齢者、および障害者に対して、安全で包摂的で便利な緑地や公共空間への、普遍的なアクセスを提供する。

- 11.a 国内規模および地域規模の開発計画を強化し、都市部と都市周辺部、および農村部のあいだの良好な、経済的・社会的・環境的なつながりを支援する。
- 11.b 2020 年までに、社会参加や資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さを目指す総合的政策および計画を導入・実施した都市や居住地の数を大幅に増加させ、「仙台防災枠組 2015-2030」に沿って、あらゆるレベルで全体論的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 後発開発途上国において、現地の資材を用いて持続可能で強靱な建造物を建てることを、資金的・技術的な支援などを通じて後押しする。

ゴール 12. 持続可能な生産パターンや消費パターンを確かなものにする

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、「持続可能な消費と生産に関する 10 年計画の枠組み (10 YFP)」を実施し、先進国が先導して、すべての国々が対策を講じる。
 - 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理と、効率的な利用を達成する。
 - 12.3 2030 年までに世界全体で、小売・消費段階における一人当たりの食料廃棄量を半減させ、生産段階やサプライチェーンにおける収穫後損失などの食料損失を減少させる。
 - 12.4 2020 年までに、化学物資やすべての廃棄物を、合意された国際的な枠組みに従って、製品のライフサイクルを通じて、環境的に健全な形で管理するようにし、大気・水・土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅に削減して、人間の健康や環境への悪影響を最小化する。
 - 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止(prevention)や削減(reduction)、再生利用(recycle)、および再利用(reuse)により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
 - 12.6 企業に対して、とりわけ大企業や多国籍企業などの企業にたいして、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう、勧める。
 - 12.7 各国国内の政策や優先事項に従って、持続可能な公共調達の慣行を促進する。
 - 12.8 2030 年までに、あらゆる場所において人々が、自然と調和した、持続可能な開発とライフスタイルに関して、情報が得られ、意識が持てるようにする。
-
- 12.a 開発途上国に対して、より持続可能な消費パターンおよび生産様式に移行できるように、科学的・技術的能力の強化を支援する。
 - 12.b 雇用を創出し、地域文化の振興や、製品の販売促進につながる持続可能な観光業について、持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
 - 12.c 浪費を促進している非効率的な化石燃料補助金を、各国の状況に応じて合理化し、市場の歪みを除去する。これには、環境影響を十分に反映する形での税制の改革や、有害な補助金を有する国においては、その段階的廃止が含まれる。そのさい、開発途上国の特別なニーズや状況を十分に考慮し、影響を受けるコミュニティや貧困層を保護するかたちで、それらの国々の開発に対するありうべき悪影響を最小化する。

ゴール 13. 気候変動とその悪影響に対処するために、緊急対策を講じる*

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応力を強化する。
 - 13.2 気候変動対策を各国国内の政策・戦略・計画に盛り込む。
 - 13.3 気候変動の緩和や適応、影響軽減、および早期警戒にかんして、教育や啓発を改善し、人々や組織の能力を高める。
-
- 13.a 意味のある排出削減を行い、実施の透明性を確保する上での途上国のニーズに応じて、2020 年までにあらゆる資金源から年間 1000 億ドルを共同で動員するという、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) の先進締約国の約束を実行に移し、可能な限り迅速に「緑の気候基金」への出資を行い、こ

れを本格始動させる。

13.b 後発開発途上国や小島嶼開発途上国において、気候変動関連の実効的な計画の策定と運営のための、能力向上のためのメカニズムを推進する。これには、女性や若者に、そして地域共同体や疎外されたコミュニティに着目することが含まれる。

*気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な、国家間・政府間の対話の場は、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) であると認識している。

ゴール 14. 持続可能な開発のために、海を守り、海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1 2025 年までに、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、海洋汚染物質を大幅に削減する。これには、とりわけ陸上の活動から発生した海洋堆積物や、肥料等による汚染が含まれる。

14.2 2020 年までに、海洋および沿岸の生態系にたいする重大な悪影響を回避するために、強靱性を強化するなど、持続可能な管理と保護を行うとともに、健全で生産的な海洋を実現するために、その生態系の回復のための取組を行う。

14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の強化等を通じて、海洋酸性化に対処し、その影響を最小化する。

14.4 2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業、および破壊的な漁業慣行を終了させ、科学的な管理計画を実施する。これによって水産資源を、少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続可能生産量のレベルまで、実現可能な最短期間で回復させる。

14.5 2020 年までに、国内法および国際法に則り、最良の入手可能な科学的情報に基づいて、少なくとも沿岸域および海域の 10 パーセントを保全する。

14.6 開発途上国や後発開発途上国に対する適切で効果的な、特別で優遇的な対応が、世界貿易機関 (WTO) の漁業補助金交渉の重要な要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する※。

※ 現在進行中の世界貿易機関 (WTO) 交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。

14.7 2030 年までに、小島嶼開発途上国や後発開発途上国が海洋資源の持続可能な利用から得られる経済的利益を増大させる。これには、持続可能な漁業管理や養殖、観光からの利益が含まれる。

14.a 「海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準およびガイドライン」を勘案して、科学的知識の向上や、研究能力の開発、ならびに海洋技術の移転を行うことによって、海洋の健全性を向上させ、開発途上国の、とりわけ小島嶼開発途上国や後発開発途上国の開発における、海洋生物多様性の貢献を大きくする。

14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対して、海洋資源および市場へのアクセスを提供する。

14.c 「我々の求める未来 (The future we want)」の第 158 条が唱えるように、「海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS)」に示された国際法を実施することにより、海洋および海洋資源の保全と、その持続可能な利用を強化する。この条約は、海洋および海洋資源の保全と、その持続可能な利用のための

法的枠組みを規定したものである。

ゴール 15. 陸上の生態系を、保護し回復させ、持続可能な利用を推進し、森林を持続可能な形で管理し、森林破壊と戦い、土地の劣化を防ぎ、生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 国際協定の責務に沿って 2020 年までに、森林や湿地、山地、乾燥地をはじめとする、陸域生態系と内陸淡水生態系を、そしてそれらのサービスを、保全し、回復させ、持続可能な形で利用するようになる。
- 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な管理を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復させ、新規植林や再植林を世界全体で大幅に増加させる。
- 15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化や干ばつ、洪水の影響を受けた土地などの、劣化した土地と土壌を回復させ、土地を劣化させない世界の実現に向けて尽力する。
- 15.4 2030 年までに山地生態系と、その生物多様性を確実に保全する。これによって、持続可能な開発にたいして重要な便益をもたらす、山地生態系の能力を強化する。
- 15.5 自然の棲息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、その絶滅を防ぐために、緊急に有意な行動をとる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の、公正かつ衡平な分配を促進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟や違法取引を撲滅するために、緊急対策を講じるとともに、野生生物の違法な加工品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020 年までに外来種対策を実施し、その侵入を防止し、陸域生態系や海洋生態系への影響を大幅に抑制する。優先種(priority species)を管理し、絶滅の懸念をなくす。
- 15.9 2020 年までに、国や地域の計画や、開発手続き、および貧困削減のための戦略や会計に、生態系と生物多様性の価値を組み込む。

- 15.a 生物多様性や生態系を保全し、持続可能な形で利用するために、あらゆる資金源から資金を動員し、その金額を大幅に増額させる。
- 15.b あらゆるレベルのあらゆる資金源を動員して、持続可能な森林経営に資金を提供し、開発途上国に対しては、森林保護や再植林を含む持続可能な森林管理のための適切なインセンティブを与える。
- 15.c 保護種の密猟や違法取引と戦うための努力に対して、グローバルな支援を強化する。これには、地域コミュニティの、持続可能な生計機会を追求する能力を向上することが含まれる。

ゴール 16. 持続可能な開発のために、平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて、効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力を減らし、暴力による死亡率を大幅に低下させる。
- 16.2 子どもの虐待や搾取、児童取引、およびあらゆる形態の子どもに対する暴力や拷問を撲滅する。
- 16.3 各国レベルおよび国際レベルでの法の支配を促進し、司法への平等なアクセスをすべての人々

に提供する。

- 16.4 2030年までに、違法な資金フローや武器取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復と返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
 - 16.5 あらゆる形態の汚職や増収賄を、大幅に減少させる。
 - 16.6 あらゆるレベルにおいて、実効的で説明責任のある、透明性の高い諸機関を発展させる。
 - 16.7 あらゆるレベルにおいて、対処的で、包摂的で、参加型で、代表的な意思決定を確保する。
 - 16.8 グローバル・ガバナンス機関への、開発途上国の参加を拡大・強化する。
 - 16.9 2030年までにすべての人々に、出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
 - 16.10 国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
-
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止と、テロリズムや犯罪の撲滅に関する、あらゆるレベルでの能力構築のために、国際協力などを通じて、関係する国家機関を強化する。
 - 16.b 持続可能な開発のための、非差別的な法規と政策を推進し、実施する。

ゴール 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる <資金>

- 17.1 開発途上国への国際的な支援などを通じて、国内資金の動員力を強化し、国内の徴税能力や、それ以外の歳入獲得能力を向上させる。
- 17.2 先進国は政府開発援助(ODA)に関する約束を完全に実施する。これには多くの先進国による、開発途上国に対する政府開発援助(ODA)を国民総所得比(GNI比)0.7%にし、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20%にするという目標が含まれる。後発開発途上国にたいして、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を供与するという目標を設定することを、ODA 供与国に対して奨励する。
- 17.3 複数の資金源から、開発途上国のための追加的資金を動員する。
- 17.4 開発途上国が長期的な債務の持続可能性を達成できるよう支援する。そのために、債務の借換えや債務免除、および債務再編を促進するための、協調的な政策をはかる。そのほか、貧しい重債務国の外債を処理して、債務リスクを削減する
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを採用し、これを実施する。

<技術>

- 17.6 科学・技術・イノベーション(STI)に対する南北協力や南南協力、そのほか地域的・国際的な三角協力を促進し、これに対するアクセスを向上させる。また、国家間で合意した条件に沿って、知識共有を進める。これには、とりわけ国連レベルのメカニズムをはじめとする、既存のメカニズム間の協調の改善や、グローバルな技術促進メカニズムなどが含まれる。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的な条件など相互に合意した有利な条件で、環境配慮型の技術の開発・移転・普及・拡散を促進する。
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクと、科学・技術・イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする、実現技術の利用を強化する。

<能力構築>

17.9 開発途上国において、持続可能な開発目標をすべて実施するための国家計画を支援するために、的を絞った効果的な能力構築のための、国際的な支援を強化する。これには南北協力や南南協力、三角協力などが含まれる。

<貿易>

17.10 世界貿易機関(WTO)の枠内で、普遍的で、ルールに基づく、非差別的で公平な、多角的貿易体制を促進する。これには「ドーハ開発アジェンダ」の交渉の結果が含まれる。

17.11 開発途上国の輸出を大幅に増加させる。とりわけ2020年までに、世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させることを目指す。

17.12 世界貿易機関(WTO)の決定に沿って、すべての後発開発途上国に対して、関税も割当もない適時の市場アクセスを実現する。これには、後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が、透明かつ単純で、市場アクセスの円滑化に寄与するようにすることが含まれる。

<制度面：政策的・制度的整合性>

17.13 政策協調や、政策の一貫性の確保により、グローバルなマクロ経済の安定を促進する。

17.14 持続可能な開発のための、政策の一貫性を強化する。

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための、政策の確立と実施にあたっては、各国の政策余地と、リーダーシップを尊重する。

<マルチステークホルダー・パートナーシップ>

17.16 持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。それはすべての国々で、とりわけ開発途上国で、持続可能な開発目標の達成を支援するために、知識や知見、技術、および資金を動員・共有するための、マルチステークホルダー・パートナーシップによって補完される。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にして、政府の、官民の、そして市民社会の、実効的なパートナーシップを奨励・推進する。

<データ・モニタリング・説明責任>

17.18 2020年までに、後発開発途上国や小島嶼開発途上国を含む、開発途上国に対する能力構築支援を強化する。それにより、所得・性別・年齢・人種・民族・居住資格・障害・地理的位置その他の、各国の文脈において重要な特徴について分類された、高品質かつタイムリーで信頼性のあるデータの、入手可能性を大幅に向上させる。

17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況をはかる、国内総生産(GDP)を補完する尺度を開発するための、従来の取組をさらに前進させ、開発途上国における統計作成のための能力構築を支援する。